長野県地域商業機能複合化推進事業補助金交付要綱

 （趣旨）

第１条 この要綱は、商店街等において行う、来街者の消費動向等の調査分析や新たな需要の創出につながる魅力的な機能の導入等を行い、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等に取り組む事業に要する経費について、市町村が商店街等組織又は民間事業者に対し補助金を交付する場合に、その経費に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第９号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）「商店街等」とは、商店街その他の商業の集積又は問屋街をいう。

（２）「商店街等組織」とは、次に掲げるものをいう。

（ア）商店街等を構成する団体であって、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第９条ただし書きに規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会において法人格を有するもの。

（イ）法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

（ウ）（ア）又は（イ）に類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

（３）「民間事業者」とは、当該地域のまちづくり、商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する者）又は団体（商店街等組織及び地方公共団体を除く。以下同じ。）であって、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものをいう。なお、次のいずれかに該当する者を除く。

（ア）資本金又は出資金が５億円以上の法人に直接又は間接に１００％の株式を保有される中小・小規模事業者である場合

（イ）交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去３年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が１５億円を超える中小・小規模事業者である場合

（交付の目的）

第３条 補助金は、商店街等において、来街者の消費動向等の調査分析や新たな需要の創出につながる魅力的な機能の導入等を行い、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等に取り組む事業を商店街等組織又は民間事業者（以下「間接補助事業者」という。）が行う場合に、その事業に要する経費の一部を市町村とともに補助することにより、地域のニーズや新たな需要に対応しようとする取組等を後押しし、商店街等の多様な機能の活性化と地域の持続的発展を促進することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第４条 補助金の交付の対象となる事業（以下（交付対象事業）という。）は、間接補助事業者が行う次に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、市町村が補助金を交付する場合に、予算の範囲内で補助金を交付する。 ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

（１）消費動向等分析・テナントミックス構築事業（ソフト事業）

商店街等において、空き店舗等を活用した創業支援等の実施とともに、顧客の属性・消費動向等を調査分析し、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等を行うことで、地域のニーズや新たな需要に対応し、商店街等の多様な機能の活性化と地域の持続的発展に繋がる事業。

２ 前項における間接補助対象経費は、別表のとおりとする。

３ 補助金の額は、市町村長が間接補助事業者に交付する額に対し、別表に定める補助率を乗じて得た額とする。

（交付の申請）

第５条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第１による補助金交付申請書に知事が定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

２ 市町村長は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

３　第１項に規定する書類の提出期限は、知事が別に定める。

（交付決定の通知）

第６条 知事は、第５条第１項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を市町村長に送付するものとする。

２ 第５条第１項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、３０日とする。

３ 知事は、第５条第２項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

４ 知事は、第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第７条 市町村長は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から１０日以内に様式第２による交付申請取下げ届出書をもって知事に申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第８条 市町村長は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２ 市町村長は、補助金に係る経費について、様式第３による補助金調書を作成しておかなければならない。

３ 市町村長は、第１項及び第２項の証拠書類及び調書を補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第９条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第４による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）間接補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の１０パーセント以内の流用増減を除く。

（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業を実施する市町村長の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（３）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

２ 知事は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査の上、計画変更の必要が認められる場合には、これを承認し、計画変更承認通知書を市町村長に送付するものとする。

３ 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（契約等）

第１０条 市町村長は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

２ 市町村長は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

３ 市町村長は、前２項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

４ 市町村長は、第１項又は第２項の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省又は県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

５ 知事は、市町村長が前項本文の規定に違反して経済産業省又は県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、市町村長は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

６ 前５項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、市町村長は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第１１条 市町村長は、第６条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２ 知事が第１５条第１項の規定に基づく確定を行った後、市町村長が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、市町村長が知事に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、市町村長から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（１）知事は、市町村長に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（２）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（３）知事は、市町村長による債権譲渡後も、市町村長との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら市町村長と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

（事故の報告）

第１２条 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第５による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１３条 市町村長は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに様式第６による状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第１４条 市町村長は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して３０日を経過した日又は当年度の３月１５日のいずれか早い日までに様式第７による実績報告書を知事に提出しなければならない。

２ 補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の４月１５日までに前項に準ずる実績報告書を知事に提出しなければならない。

３ 市町村は、第１項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。

４ 市町村長は、第１項又は第２項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１５条 知事は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第１１条第１項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書を市町村長に通知する。

２ 知事は、市町村長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

３ 前項の補助金の返還期限は、知事が別に定めるものとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第１６条 補助金は前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

２ 市町村長は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第８による精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１７条 市町村長は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第９により速やかに所轄の知事に報告しなければならない。

２ 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

３ 第１５条第３項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第１８条 知事は、第９条第１項第３号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第６条第１項による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）市町村長が、法令、条例、本要綱又は法令、条例、本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（２）市町村長が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）市町村長が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（４）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（５）間接補助事業者が、法令に違反又は間接補助金を間接補助事業（間接補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）以外の用途に使用した場合

２ 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３ 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第４号及び第５号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４ 第２項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第１５条第３項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第１９条 市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２ 市町村長は、取得財産等について、様式第１０による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

３ 市町村長は、当該年度に取得財産等があるときは、第１４条第１項に定める実績報告書に様式第１１による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

４ 知事は、市町村長が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第２０条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

２財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して、知事が別に定める期間とする。

３ 市町村長は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第１２による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

４ 前条第４項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（収益納付）

第２１条 知事は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間において、当該事業の実施又は取得財産等の運営、貸与により相当の収益が生じたと認めたときは、市町村長に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

（実施効果の報告）

第２２条 市町村長は、第６条第１項の規定に基づく交付決定の通知を受けた日の属する会計年度及び当該年度の終了後５年間、毎会計年度終了後３０日以内に補助事業の実施効果について、様式第１３による事業実施効果等報告書により知事に報告しなければならない。

２ 市町村長は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

３ 知事は、第１項の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の効果が第５条第１項の申請において想定される事業効果等と比べ十分ではないと認めるときは、その改善を求めることができる。

（情報管理及び秘密保持）

第２３条 市町村長は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

２ 市町村長は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。市町村職員又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も市町村長による違反行為とみなす。

３ 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第２４条 市町村長は、様式第１４による暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に知事に対して提出しなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

第２５条 市町村長は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、第５条の交付申請において、間接補助金の交付手続等について第６条から第９条まで、第１０条第３項から第６項まで、第１１条から第１５条まで及び第１７条から前条までの規定に準ずる条件を付した交付規程を定めなければならない。

２ 市町村長は、前項の規定により交付規程を定めるときは、間接補助事業者に対する間接補助金の額の算定については、別表に定める範囲内で定めるものとする。

３ 市町村長は、第１項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

４ 市町村長は、間接補助金の支払いに必要な経費として第１６条第１項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

（書類の提出等）

第２６条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、正本１部、写し１部とし、所轄地域振興局の長を経由するものとする。

（その他）

第２７条 この要綱に規定する内容のその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表 間接補助対象経費及び補助率

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の区分 | 間接補助対象経費 | 補助金の額 | 備考 |
| 補助率 | 補助上限 |
| 消費動向等分析・テナントミックス構築事業（ソフト事業） | 謝金、旅費、会議費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、無体財産購入費、備品費、借料・損料、消耗品費、印刷製本費、広報費、委託費、外注費、補助員人件費、通信運搬費 | １０分の９ | ４，５００千円 | 市町村が間接補助事業者に交付する間接補助金の額は、間接補助対象経費の６分の５以内とする。 |

※補助金の額は、市町村が間接補助事業者に交付する額に対し、補助率を乗じて得た額とする。